

6. 受給中に就職して、 その受給期間内に再び離職したときは

1. 新たな受給資格を得た場合

就職した事業所で被保険者となって働き、新たに受給資格を得た場合は、以前の受給資格はなくなり、新たな受給資格で受給します。

- ※ 定年・自己都合・懲戒解雇等により離職した方は、その離職日以前2年間に被保険者期間が12か月以上必要です。
- ※ 倒産・解雇・雇止め等により離職した方は、上記要件を満たさない場合でも、その離職日以前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合は新たな受給資格を得ます。

2. 新たな受給資格を得られなかった場合

- (1) 「所定給付日数」分の基本手当を受給する前に、「支給残日数」を残して) 就職した後、受給期間内に再び離職したときは、受給期間が満了するまでの間に、「支給残日数」の範囲内で「基本手当」を受給することができます。

☆ 就職に際し「就業促進手当」(22ページ以降参照)を受給したときは、その支給日数分[※]は、すでに「基本手当」が支給されたものとして計算されます。

- ※ 「就業手当」の支給日数⇒就業手当が支給された日数
「再就職手当」の支給日数
⇒再就職手当支給額÷基本手当日額(年齢による上限額有)
- 「就業促進定着手当」の支給日数
⇒就業促進定着手当支給額÷基本手当日額(年齢による上限額有)
- ※ 基本手当日額は、毎年8月1日以降に変更されることがあります。(4ページ参照)

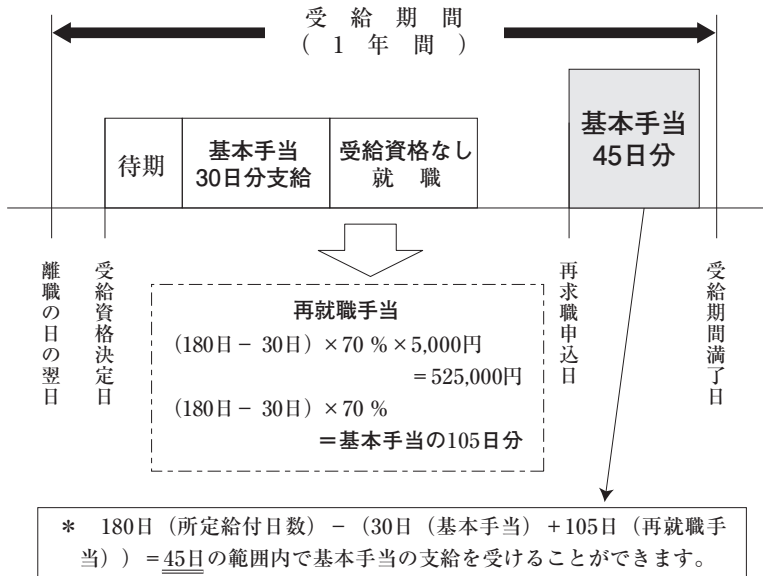
- (2) 再び基本手当の支給を受けるには、離職後速やかに、ハローワークで再度求職の申込みをしてください。

「受給資格者証」と「離職票又は資格喪失確認通知書」

〔※ 雇用保険に加入していなかった場合には、「離職票又は資格喪失確認通知書」の代わりに「退職証明書」(64ページ)〕

- ☆ 再度求職の申込みをした日から基本手当の支給対象となります。
- ☆ 「待期」や「給付制限」が満了していない場合は「待期」や「給付制限」の経過後から基本手当の支給の対象となります。
(9～10ページ参照)

例) 受給中に再就職し、再就職手当の支給を受けた後に離職した場合。(基本手当日額5,000円、所定給付日数180日)

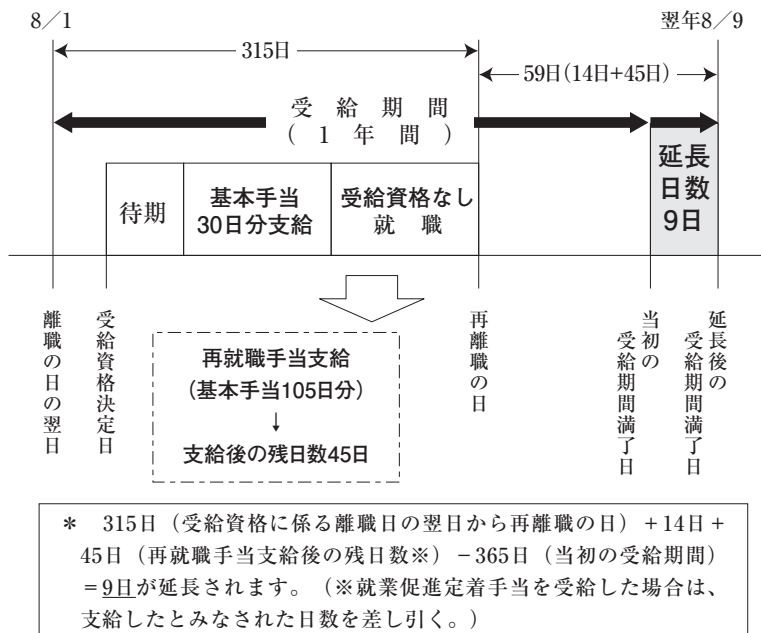


(3) 「再就職手当」の支給を受けた後、直前の受給資格に係る受給期間内に倒産解雇等の理由により離職した場合には、当初の受給期間に加えて、以下の期間が延長されます。

- ☆ 延長される期間 (+1年間が受給期間になります。)

$$\left(\begin{array}{l} \text{受給資格に係る離職日の翌日} \\ \text{から再離職までの期間} \end{array} \right) + 14日 + \left(\begin{array}{l} \text{再就職手当} \\ \text{支給後の残日数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当初の受給期間} \\ \text{(1年間)} \end{array} \right)$$

例) 基本手当30日分の支給後に再就職し、再就職手当の支給を受けた後離職した場合。(所定給付日数180日)



- ☆ 当初の受給期間内に離職し、なおかつその受給期間内に来所することが必要です。
- ☆ 再度離職された場合には、速やかにハローワークにご連絡ください。